

美郷町告示第116号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物及び立木その他土地に定着するもの（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年8月29日

美郷町長 松田 知巳



1 対象となる建築物等の概要

- (1) 所在地 仙北郡美郷町六郷字熊野96番地10
- (2) 用途 住宅
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
- (4) 床面積 1階80.16㎡

2 所有者等に命じる必要な措置の内容

1の建築物等の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

3 所有者等に必要な措置を命じる理由

1の建築物は、外壁・建具の破損による開口部があり、今後の雨・風・雪等による倒壊の危険性がある。敷地にはトタンや木材等が散乱しており、風等による飛散の可能性がある、隣家との距離が非常に近い、倒壊や飛散した場合大きな被害となる恐れがある。また、敷地内の立木は道路及び隣地に越境しており、放置すると通行の妨げや隣家へ接触する恐れがある。

これらから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

4 措置の期限

令和7年9月30日

5 美郷町長による措置

1の建築物等の所有者等が、4の措置の期限までに2の措置を行わないときは、美郷町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が当該措置を行う。

6 措置に要した費用の徴収

町長等が2の措置を行ったあとに所有者等が確知された場合は、措置に要した費用の全てを所有者等から徴収する。

7 動産の取り扱い

町長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限まで運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

8 問い合わせ先

美郷町住民生活課環境安全班

電話 0187-84-4903